

差別のない三重を

みんなであつくりよう



みえけんじんけん
三重県人権センターマスコットキャラクター

ミッコロ

ねん しこう

さべつ かいしょう

ほうりつ

2016(平成28)年に施行された差別を解消するための3つの法律です

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

2016(平成28)年4月1日施行

障がいがあることを理由にした差別を禁止しています。また、障がいのある人から、バリアを取り除くための要望があったときには、状況に応じて合理的配慮の提供が必要です。

県では、平成31年4月1日に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を全面施行しています。

障がいのある人もない人も、一緒に安心して暮らせる社会をつくりましょう。

かいしょうほう ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

2016(平成28)年6月3日施行

特定の民族や国籍の人びとを社会から排除しようとする差別的な言葉や行動を「ヘイトスピーチ」といい、人を大きく傷つけるもので、決して許されません。

ヘイトスピーチをなくす必要性を一人ひとりが理解し、ヘイトスピーチのない社会をつくりましょう。

ぶらくさべつかいしょうすいしんほう 部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」

2016(平成28)年12月16日施行

いまなお部落差別が残っており、インターネットなどが便利になっている中で、部落差別に関する状況の変化が起こっていることをふまえ、この法律が制定されました。日本国憲法では、すべての人に基本的人権を保障しています。わたしたち一人ひとりが「部落差別は許されない」ことを理解し、部落差別のない社会をつくりましょう。

じんけん そんちよう しゃかい じつげん む 人権が尊重される社会の実現に向けて

みえけんちじ いちみかつゆき
三重県知事 一見勝之



人権は、誰もが生まれながらに持っている権利であり、人が人らしく生きていくための、誰からも侵されることのない永久の権利です。人権の世紀と言われて幕を開けた今世紀も20年以上が経過しました。2016(平成

28)年に部落差別解消推進法をはじめとする差別解消三法が施行されるなど、一定の進展をみたものの、

残念ながら、部落差別(同和問題)をはじめ、さまざまな人権問題が現在も発生しています。真に人権の世紀と言えるよう、私たちは率先して人権尊重の社会構築に向け、取り組んでいかなければならないと改めて感じています。

三重県では、2022(令和4)年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を公布・施行しました。本条例は、人権尊重に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、不当な差別その他の人権問題を解消し、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とするものです。

2024(令和6)3月、本条例の制定を受けて、条例で新たに規定した基本理念や人権をめぐる社会情勢をふまえ、それぞれの施策の目標とする「めざす姿」や方針を明確にするため、「三重県人権施策基本方針」(第三次改定)を策定しました。

差別をされる人がいるから差別があるのではありません。差別をする人がいるから差別があるのです。差別はする側の問題であることを認識し、私たち一人ひとりが、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権尊重の意識を高めるとともに、自他の人権を尊重する行動ができるよう、社会全体で取組を進めていくことが重要です。

差別のない人権が尊重される社会の実現に向けて、国、市町をはじめ事業者、NPO等のさまざまな主体と連携・協働し、県民の皆様とともに、人権施策を推進していきます。